

聖泉看護学研究 投稿規程

1. 趣旨

この規程は、聖泉看護学研究の発行に必要な事項を定める。

2. 発行

原則として毎年度1回発行する。

3. 投稿者の資格

原則として、聖泉大学看護学部の教員、本学看護学研究科在学生または修了生等が、第一著者あるいは共著者であること。ただし、学術誌編集委員会（以下「編集委員会」という）から依頼された原稿に関してはこの限りではない。また、編集委員長の判断により投稿を認める場合がある。

4. 論文種別

論文種別は、総説、原著、研究ノート、資料、その他とし、国内外を問わず未発表のものに限る。以下に、論文の内容とページ制限（刷り上り1ページあたり2段組22字×45行とする）を示す。

種別	内容	制限
総説	看護活動や看護教育に関する研究の総括、解説、提言等	9頁以内
原著	看護活動や看護教育に関する独創的な研究論文	
研究ノート	看護活動や看護教育に関する研究論文	
資料	研究の有用な資料として活用できる研究論文	
その他	編集委員会による企画記事、看護活動や看護教育に関する取り組みや報告、論文の紹介、海外の学術集会への参加報告等	3頁以内

5. 倫理的配慮

人および動物が対象である研究は、倫理的配慮を行い、論文にもその旨を明記するものとする。投稿者所属の施設もしくは研究参加者が所属する施設の研究倫理審査委員会の承認を受け、承認番号及び承認日を記載する。

6. 投稿原稿の取扱い

1) 投稿者は、論文題目、著者名、所属機関名とともに、総説、原著、研究ノート、資料、その他の中から希望する論文種別を事前に申請した上で、あらかじめ指定された期日までに論文を投稿する。

申請は、聖泉大学ホームページ（看護学部、聖泉看護学研究）へアクセスして行う。

- 2) 編集委員会は投稿原稿を受理した後、投稿者にその旨を通知する。
- 3) 投稿された論文は、学内外の研究者が査読を行い、編集委員会での協議を経て、採否を決定する。なお、査読者は論文種別や論文題目・研究方法等により、編集委員会が選定し依頼する。
- 4) 採否の理由を付して投稿者に通知する。
- 5) 査読結果に基づき、投稿者は編集委員会に指定された期日までに必要な修正を図り、再投稿する。なお査読後、投稿者は論文種別の変更を求められることがある。
- 6) 採録と決定した場合は、その旨を投稿者に通知し、最終原稿の電子媒体の提出を求める。
- 7) 採録が決定した論文は、著者校正を1回程度行う。但し、校正時の加筆は原則として認めない。
- 8) 原稿の提出は、郵送の場合は封筒の表に「聖泉看護学研究原稿」と朱書きし、聖泉大学看護学部学術誌編集委員会宛て（〒521-1123 彦根市肥田町720番地）に書留郵送する。持ち込みの場合は、学内にある編集委員会専用メールボックスに提出する。

7. 執筆要領

投稿原稿の執筆要領は別に定める。

8. 著作権

原稿内容についての第一義的責任と権利は著者に帰属するが、原稿の編集・出版および電子情報化など二次的使用に関する権利は、編集委員会が著者から委託されたものとする。

9. 掲載料・別刷

掲載料は無料とする。但し、特殊な図表等で特別な経費を要した場合には著者負担とする場合がある。別刷は希望者のみとし、費用は著者負担とする。

2020年2月20日 改訂

2020年4月1日 施行